

川崎市火災予防条例の一部を 改正する条例(案)について

みなさんのご意見をお聞かせください



意見募集期間

令和8年8月30日(日)から

令和8年9月28日(月)まで

【改正内容】

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等について、油脂等が付着しないよう適切に管理（清掃など）を行わなければならないとするものです。



ご意見は
こちらから



川崎市火災予防条例の一部を 改正する条例(案)について

1 改正の経緯

(1) 現状

焼肉店等の客席で用いる移動式の火気器具（七輪など）に設ける「上引き排気ダクト」は、後付けで比較的容易に設置できる一方で、ダクト火災を防止するための設置、管理方法等については、消防法令において特段の基準は設けられていません。

上引き排気ダクト



画像引用元：【厨房設備等の基準に関する検討部会報告書 概要版】

(2) 国の動向

- ・ 令和7年7月に総務省消防庁が設置した「厨房設備等の基準に関する検討部会」において上引き排気ダクトの特性に応じた予防対策が取りまとめられました。
- ・ この取りまとめ結果を踏まえて、「火災予防条例（例）」が一部改正され、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について規定されました。

(3) 本市の状況

- ・ 本市においても、近年、上引き排気ダクトを含めたダクト火災は毎年発生しています。
- ・ その多くが焼肉店などの飲食店において発生している状況であり、原因の大半は、排気ダクトやグリス除去装置（油脂等をキャッチするためのフィルターなど）に堆積した油脂等への着火によるものです。
- ・ これらの焼肉店などの飲食店は不特定多数の方が利用され、火災が発生した場合には排気ダクト等を介して広範囲に延焼拡大し、大きな被害につながる危険性を有しています。



これらの状況を踏まえて、移動式の火気器具（七輪など）の周囲において使用する排気ダクト等の適切な管理について規定するため、川崎市火災予防条例の一部を改正するものです。

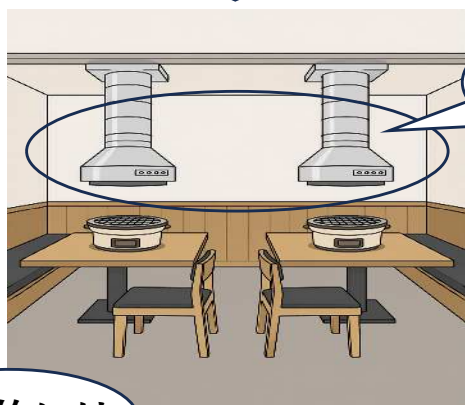
2 主な改正内容

固体燃料（七輪など）、液体燃料（石油コンロなど）もしくは気体燃料（カセットコンロ等）を使用し、又は電気（IHコンロなど）を熱源とする調理に用いる器具について、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に**油脂等が付着しないように適切に管理（清掃など）を行わなければならない**とするものです。

【条例改正に当たっての本市の考え方（案）】

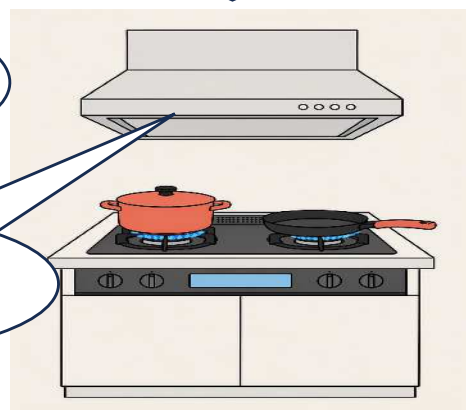
●今回の改正は、飲食店等の客席で使用される七輪、カセットコンロなどの移動式の火気器具の周囲で使用する上引き排気ダクト等の適切な管理（清掃など）を行うとするものです。

●飲食店等の厨房コンロなどや、一般住宅の据え付けコンロなどの上部にある排気ダクト等は、既に本市火災予防条例によりダクト内の油脂等の清掃を行うこととされているため、今回の改正の対象ではありません。



今回の改正の
対象となる上引き
排気ダクト等

こちらは対象では
ありません



具体的には

★油脂等が付着しないよう定期的に清掃することです。

・上引き排気ダクト等に一定以上の油脂等が付着しないよう、その部分に応じた定期的な清掃をしていただくものです。

★改正内容の規定に罰則はありません。

・今回の改正において本市火災予防条例での罰則はありませんが、消防法第8条の防火管理が必要な建物に入居されている場合は、必要に応じて指導を行う場合があります。

★飲食店等の厨房や住宅の台所にある排気ダクト等は対象としていません。

・飲食店等の厨房コンロなどや一般住宅の据え付けコンロなどの上部にある排気ダクト等は、既に本市火災予防条例で同様の規制がされており、今回の改正で新たに対象となるものではありません。

3 施行日

令和9年4月1日

皆様のご意見をお聞かせください！



川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(案)について ～みなさんのご意見をお聞かせください～

『調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等について、油脂等が付着しないよう適切に管理を行わなければならないこと』について、川崎市火災予防条例の一部改正に向けて、パブリックコメントを実施します。

1 意見の募集期間

令和8年8月30日(日)から令和8年9月28日(月)まで

※郵送の場合は、令和8年9月28日(月)当日必着

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※FAXの場合は、令和8年9月28日(月)午後11時59分受信分まで

2 資料の閲覧場所

- ①かわさき情報プラザ(市役所本庁舎復元棟2階)
- ②各区役所市政資料コーナー
- ③消防局、各消防署
- ④川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」をご活用ください。

①郵送又は持参

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局予防部予防課

②FAX

FAX番号(044)223-2795

③電子メール(専用フォーム)

市ホームページのパブリックコメント専用ページから送信

※QRコードからアクセスしていただくこともできます。⇒



4 その他

- ①電話や来庁による口頭での意見等はお受けできません。
- ②いただいたご意見は、類似の内容を整理又は要約した上で、ご意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表します。
- ③個人情報、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理します。

5 お問い合わせ先

川崎市消防局予防部予防課予防係
(044)223-2703



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

